

判例研究

営業につき他人名義の貸与を受けた者が取引行為の外形をもつ不法行為により負担した損害賠償債務と商法二三条にいう「其ノ取引ニ因リテ生ジタル債務」

石井文廣

昭和五八年一月二五日最高裁判所第三小法廷判決
(昭和五七年(大)第三八四号)
壳掛代金請求事件
判例タイムズ四九二号五七

頁——上告棄却

〔事実〕 一 X会社（原告・被控訴人・被上告人）は、自動車タイヤ販売会社であるが、その営業所所長訴外Kは、かつて取引をしたことがある訴外Iより運送業者仲間に大口のタイヤ購入希望者があると紹介され、昭和五一年一月中旬頃A市内にあるY₂（被告・控訴人・上告人）の営業所を訪れ交渉を行った。Y₂は、

訴外Iと意を通じて訴外KからX会社所有のタイヤを詐取しようと考へ、訴外Kに対し、自分が運送業を営むY₁会社（被告・控訴人・上告人）のA営業所所長であり、名古屋のY₁会社本社で使用するタイヤ一〇〇本を購入したい旨述べ、訴外KもY₁会社がタイヤを購入するものと誤信するに十分な材料を提供され、訴外KはY₁との間でX会社からY₁会社に対し一本当たり二四〇〇〇円で一〇〇本のタイヤを売渡すこととし、代金はタイヤ引渡後九〇日目を満期とする手形によって支払う旨を定め、尚、その際、右両者間において、タイヤの引渡しの期日・方法等はY₂の代

行者訴外IとX会社の営業所所長訴外Kとの間で定めることが諒承されていた。訴外Iは、右約定に従い、同年二月、X会社からタイヤ一〇〇本を受取り、物品受領証に「代行I」と記載してX会社に渡した。ところが、代金決済の手形の引渡しについては右約定どおり履行せず、X会社の催促を受けた後、訴外Iの妻訴外H振出でしかも満期日が約旨よりもはるかに遅い額面各六〇万円の約束手形を四通交付し、右各四通の手形には、Y₂が「Y₁会社A営業所長Y₂」の記名印と自分の印を各押捺して第一裏書をしていた。その後、タイヤ一〇〇本は、訴外Iによつて他に処分され、X会社は、右手形金の支払を受けずして代金二四〇万円の損害を被つた。

二 Y₁会社は、かつて数年間にわたつてY₂をY₁会社の運転手として傭つたことがあつた等の関係から、Y₂にY₁会社のA連絡所をやらせ、トラック一台を名義貸し、他方、Y₂からの荷物の斡旋依頼等を受け、Y₁会社の車がA市の所在する方面に運送した帰路の空車を利用して荷物を運送することにしていた。また、Y₁会社ではY₂に対し、Y₁会社名の印刷された封筒を交付していたほか、Y₂自らの営業所にY₁会社名を直接表示したり、木製木札にY₁会社名を入れて掲げることを認めたり、また、Y₂がY₁

会社名を肩書きした名刺を使用し、「Y₁会社A営業所長」等を名乗つてたりしていたことも黙認していた。

このような事情を利用し、Y₂等は、訴外Kに対し、あたかもY₁会社がタイヤを購入するかのように装い前記のような詐欺行為に及んだ。

三 そこで、X会社は、Y₂に対し、不法行為を理由として二四〇万円の支払を求め、Y₁会社に対し、まずY₂は当時Y₁会社の従業員であったとして民法七一五条の適用を主張し、予備的に商法二三条の適用を主張して二四〇万円の支払を求めた。

第一審（大阪高裁昭和五一年（判）第五四一五号、昭和五六・一一・二五判決）は、
第二審（大阪地裁昭和五年（判）第二一〇六号、昭和五六・一一・二一判決）は、

ともにY₂のタイヤ一〇〇本の取込詐欺による不法行為責任を認め、かつ、Y₁会社はY₂に対して「Y₁会社A営業所長」等の名称を使用して営業をなすことを許してきたのであるから『Y₂がX会社に対しても行つた前記認定の取引的不法行為について、商法二三条の類推適用を受け、所謂名板貸責任を負わされてもやむを得ない』として、X会社の本訴請求を認容しているが、Y₁会社の使用者責任については、Y₁会社が当時Y₂を使用していた旨の主張を立証するに足る証拠はない、として、X会社の民法七

一五条に基づく請求は失当である、としている。

そこで、Y₁会社・Y₂は上告し、原判決は、その判決の理由に齟齬があり、また、Y₁会社につき名板貸責任を認めた原審の判断については、民事訴訟法第三九五条一項六号の理由不備の違法があり、且つ最高裁判所判例（昭和三七年（甲）第一三七二号事件昭和四〇年一月一九日第二小法廷判決）にも違背する、と主張したが、本判決

は、Y₁会社・Y₂の上告を棄却した。

〔参照条文〕 商法第二二三条

〔研究〕 判旨に賛成である。

〔判旨〕 『商法二二三条の趣旨とするところは、第三者が名義貸与者を真実の営業主であると誤認して名義貸与を受けた者との間で取引をした場合に、名義貸与者が営業主であるとの外観を信頼した第三者を保護し、もつて取引の安全を期するということにあるところであるから、名義貸与を受けた者がした取引の外形をもつて不法行為により負担することになった損害賠償債務も、前記法条にいう「其ノ取引ニ因リテ生ジタル債務」に含まれるものと解するのが相当である。

一 他人の名声・信用あるいは商号を使用して自己の営業を有利に行わんとするとはしばしば行われているところである。

商法二二三条は、外観や表見事実を信頼した第三者の保護を目的とする英米法上の表示による禁反言の原則（estoppel by representation）や独法上の外観理論（Rechts-scheintheorie）の一表現であり、名板貸人が営業主であるという外観への与因行為を帰責原因とし、その外観を信頼して名板借人と取引した相手方に不測の損害を生ぜしめないことを目的とする規定であり、外観への信頼と取引の相手方の損害との間に何らかの因果関係が認めら

るとした原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。所論引用の判例は、事案を異にし、本件に適切でない。……』

してみると、原審の適法に確定した事実関係のもとににおいて、Y₂のした不法行為によりX会社が被つた損害につき、Y₁会社において商法二二三条所定の名義貸与者の責任を負うべきであ

れる限り、相手方の信頼を保護しようとするものであり、商法二三条にいう「取引ニ因リテ生ジタル債務」すなわち名板貸人の負担する責任は、取引の直接の効果として生じた債務およびこれに関連する債務についてであり、取引により生じた債務ではない名板借人の不法行為による損害賠償債務についてはたとえそれが業務執行につきなされたものであつたとしても原則として名板貸人の責任を生ずることは周知のとおりであり、一般的解釈もある。

しかしながら、前述は、いわゆる一般的な原則であり、名板借人の不法行為につき名板貸人が名板貸責任を負担することが絶無といえるのかというと疑問の余地がないこともない。

この点につき学界では、名板借人により詐欺的行為が行われた場合のように、適法行為の外形を整えた不法行為により発生した損害賠償債務について、商法二三条の適用を認めようとする学説（大隅健一郎著・「商法総則（新版）」（法律学全集²⁷）二〇九頁、田中誠二著・「全訂商法総則詳論」二九一頁、服部栄三著・「商法総則（二版）」二二一頁、な

お、判例としては、最高裁判昭和三五・一〇・一一民集一四卷一二号二六六一頁）が近時有力であるが、このような場合も商法二三条の拡張解釈によつてではなく、不法行為の法理の発展の面から、妥当な解決をはかるべく、また、ばかりうるのではないか、とする学説（鴻常夫著・「商法総則（補正第三版）」一九一頁、小町谷操三・窪田宏著・「小町谷商法講義総則」四九頁）や、取引行為的不法行為に基づく債務を商法二三条の債務に含めるのは疑問であり、詐欺的取引のような不法行為の場合は、取引としても考察しうことが多い、とする学説（小橋一郎稿・「営業につき他人からその名義の使用を許された者が営業活動上惹起された交通事故に基づく損害賠償義務者であることの前提として被害者との間で示談契約を締結した場合に商法二三条の適用が否定された事例」判例時報八八九号一四七頁（判例評論二三四号三五頁）等がある。

しかし、名板貸人と名板借人との間に常に民法七一五条（使用者の責任）や民法七一九条（共同不法行為）が成

立するとは限らないから、鴻教授の見解によれば外觀を信頼した者の保護という観点には瑕瑾が存在し、小橋教授の見解にも取引的不法行為の場合、不法行為責任を追及しなくとも取引契約上の債務の履行を求めれば足りることが多いのではなかろうかと思われるので、必ず取引上の債務と構成しない限り名板貸人としての責任を追及できない、というのもいささか形式的な解釈なようにも思われるのである。

さて、本件における名板借人の詐欺的取引行為に基づく損害は、名板貸人が営業主であるという外觀を信頼したがためになされた取引である以上、その損害と外觀に対する信頼との間には歴然とした因果関係の存在が認識されるのであるから、その損害賠償債務についてはこれを商法二三条規定の「取引ニ因リテ生ジタル債務」に包含せしめたとしても（反対、小橋稿・前掲評論三五頁）、名板貸責任の趣旨を今まで逸脱したということにならない、と思料するのである。

二 さて、取引行為の外形を整えた不法行為、すなわ

ち、取引行為的不法行為の場合、商法二三条ないしその基礎であるところの禁反言の原則を援用して名板貸人の責任を認めうるのかが問題となろう。これを認め判例に影響を与えた（米沢 明著・「名板貸責任の法理」一一頁）といわれるのが昭和四年五月三日の大審院判決である（民集八巻七号四四七頁）。これは、AがY会社の許諾を得てその支店名義を用いて営業中、貨物引換証と引換えでなく貨物を引渡し、貨物引換証の所持人に損害を与えたときは、Y会社はその賠償の責を負うものとし、判示して曰く、『蓋シ其ノ損害ノ発生ハY会社カAニ許シテ右支店名義ヲ使用セシメタルコトニ基因スルモノニシテY会社ノ通常予期シ得ヘキ範囲ニ属シタルモノト云フヘクY会社カ其ノ損害ニ付右ノ如キ責ニ任スルモノトスルニ非スンハ取引ノ安全ハ到底保ツコトヲ得ヘキモノニ非サレハナリ』と。

次いで大審院は、Xがその使用人甲に運送の営業を譲渡し、その商号の続用を認めていたが、甲が荷受人に貨物引渡証によらないで貨物を引渡した結果、質権者Yに

与えた損害につきXの賠償責任を認めるに際し、前掲大審院昭和四年の判決に基づき、『原判示ニ依レハXハ山田運送店ナル商号ノ下ニ営ミ居リシ運送業ヲ使用人タル甲ニ譲渡シタルモ外部ニ対シテハ其ノ譲渡ヲ公表セス同人ヲシテ依然右商号ニ依ル運送業ヲ営マシメ居リシトノコトナレハXヨリ右ノ事情ヲ知ラサル第三者ニ対シ自己カ山田運送店ノ営業主ニ非サルコトヲ主張スルハ条理ノ許ササルトコロニシテ從テ甲カ其ノ営業ニ関シテ他人ニ加ヘタル損害ニ付テハXハ使用者ト同様ノ責ニ任スヘキモノナルコト民法第七百十五条ノ精神ニ照ラシ明カナリトス』（昭和一〇・八・一法律新聞三八八一號一二頁）と判示している。

右二つの判例については、大審院昭和四年の判決が、名板貸人の債務不履行による責任を認めたものか、不法行為による責任を認めたものかが明らかでなく、それを参照した大審院昭和一〇年の判決は、名板貸人の責任に關する先決例、すなわち条理によつたものである、との意見があるが（米沢・前掲書二一頁）、大審院昭和一〇年

の判決は、Xが営業主であるという外觀を信頼してなされた取引である以上、Yへの損害賠償には、禁反言の原則、現行法上、商法二三条によるべきであろう。

なお、交通事故における名板借人の不法行為による名板貸人の損害賠償責任に関する大審院は、名板貸人の損害賠償責任を認め（反対、小町谷・窪田・前掲書四九頁）、禁反言の原則を判示しつつ判決理由には使用者責任に関する民法七一五条を援用している（大判昭和一一・一一・一三民集一五卷二二号二〇一一頁）。

三 本判決は、取引の外形をもつ不法行為については商法二三条を適用すべきであり、その損害賠償債務については名板貸人の責任を認めるべきである、との多数説（大隅・前掲書二〇九頁、田中（誠）・前掲書二九一頁、服部・前掲書二二一頁、米沢・前掲書二二一頁など）や判例（最高裁判昭和四二・二・九判例時報四八三号六〇頁、福岡高判昭和四二・一一・一一判例時報五二二号七九頁、東京高判昭和五四・九・三金融・商事判例五九五号二五頁など）と同様に、商法二三条の趣旨から、『名義貸与を受けた者がした取引

行為の外形をもつ不法行為により負担することになった損害賠償債務も、前記法条にいう「其ノ取引ニ因リテ生ジタル債務」に含まれるものと解するのが相当である」と判示しているが、これは、本判決に先だって最高裁判所の示した『商法二三条の規定の趣旨は、第三者が名義貸与者を真実の営業主であると誤認して名義貸与を受けた者との間で取引をした場合に、名義貸与者が営業主であるとの外観を信頼した第三者の受けるべき不測の損害を防止するため、第三者を保護し取引の安全を期すとすることにあるべきであるから、同条にいう「其ノ取引ニ因リテ生ジタル債務」とは、第三者において右の外観を信じて取引関係に入ったため、名義貸与を受けた者がその取引をしたことによって負担することとなつた債務を指称すると解するのが相当』（最高裁判判昭和五二・一二・二三民集三一巻七号一五七〇頁、ただし、この判決は、取引的不法行為についての判断を留保している、との意見もある（小橋稿・前掲評論三四頁））であるとの立場を受け、右判決と

についての名板貸人の責任の有無に関する判例の立場を明確にし、取引行為の外形を整えた不法行為により発生した損害賠償債務について商法二三条の適用がある、と判示した最初の最高裁判例として注目すべきものといえよう。